

すべての児童が主体的に学び、安心して、
学校生活をおくるためのきまり（生徒指導規程）

第1章 総則

目的

第1条 この生徒指導規程は、児童が主体的に学び、安心して自主的・自律的な学校生活をおくる中で、「自ら学び、社会に貢献する宜山っ子」を育成するための規定です。

駅家っ子5つのやくそく

- ①すすんであいさつをする。
- ②時間（チャイム）を守る。
- ③身だしなみを整える。
- ④そうじをしっかりとる。
- ⑤家庭学習をする。

宜山っ子憲章

- ① つまずきも 友と咲かせる 学びの花
- ② 育てよう 相手の思いに 気付ける心
- ③ 広げよう 1日1つ 笑顔の輪

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校の時間を守ろう。

- 1 登校 … 7時50分から8時10分までに登校します。
(始業時刻は8時20分)
- 2 下校 … 登校班毎に下校し、下校予定時刻を守りましょう。

第3条 登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通ろう。

- 1 決められた通学路を通り、地域の人などに、自分から進んであいさつをします。
- 2 防犯ブザーをつけます。

（服装）

第4条 学校の中、学校行事及び校外での学習活動（社会見学など）の時は、標準服を着用しよう。

1 標準服とは

- ・夏服 ポロシャツ【白】 半ズボン・ひも付きひだスカート【紺】
- ・冬服 男女兼用ブレザー（イートンW型【紺】）その下は夏服と同じ。
長ズボンは華美でないものをはいてもよい。
- ・期間 夏服 6月1日～9月30日（10月は移行期間）
冬服 11月1日～4月30日（4・5月は移行期間）
- ・通学帽 男子…黄色野球帽（校章付）
女子…黄色登山帽（校章付）
- ・運動靴 【白】 ひも靴でもマジックテープでもよい。
※ 大雨や雪の時は長靴をはいてもよい。
- ・靴下 くるぶしが隠れる長さのもの【白・黒・紺】
- ・上履き シューズ【白】
- ・その他
※ 名札をつける。
※ ポロシャツは、ズボンやスカートの中に入れる。スカートの下は、スパッツ、タイツ（グレー・紺・黒などで、華美でないもの）を体調に合わせてはいてもよい。
※ 標準服の内側に着るベスト・セーターは、グレー・紺・黒などで、華美でないものとする。

2 体操服（男女共用）

- ・上衣 白トレーニングシャツ（半袖・長袖）
- ・ズボン 紺色の三分パンツ
※ 寒いときはジャージを着用してもよい。
- ・赤白帽（ゴムひも付き）

3 防寒着

- ・通学時、外遊時マフラー、手袋、ジャンパー等を着用してもよい。
※ 教室でロッカーにしまします。

4 頭髪

- ・節度ある刈り方をします。前髪は目にかからないよう工夫します。
肩より長い髪は、黒・紺・茶のゴムで束ねます。

（学校生活）

第5条 学校は、すべての児童が、安全で安心して主体的に学ぶ場所です。

- 1 時間を守ろう。
・次の学習の準備をして休憩し、チャイムで着席します。
- 2 授業中
・机の上には、学習に必要なものを考えて出しましょう。
- 3 ベランダには出ません。
- 4 他の学級や特別教室には、勝手に入りません。
- 5 持ち物には、はっきりと名前を書きましょう。
- 6 学習や学校生活に必要なものだけ、学校に持ってくるようにします。
※ 筆箱の中に用意するもの
鉛筆5本
赤鉛筆1本（4・5・6年は、ボールペン可）
消しゴム1こ、20cmまでの定規、名前ペン
学年によっては、コンパス、分度器、三角定規
- 7 携帯電話を持ってこない。
(特別な事情がある場合は、学校に相談してください。)
- 8 LGBTについては、その児童を認め、多様性を尊重する。
(制服の選択等)

第3章 校外での生活に関すること

（学校から帰ったら）

第6条 自他の生命を尊重し、他の人の迷惑にならないことを基本として、遊ぶ場所・方法を考えよう。

- 1 帰宅時刻は、夏季（4月～9月）：午後6時、
冬季（10月～3月）：午後5時 とします。
- 2 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用します。
- 3 子どもだけで、校区外へ行きません。
- 4 遊び方や交通安全について、休業中のきまり（別途配布）を守りましょう。
※ 夏休み、冬休み、春休みのきまりを出します。

第4章 その他

第7条 学校のを壊した場合、保護者負担で、修理、修繕してもらうこともあります。

第8条 授業妨害、エスケープ、暴力行為、火遊び、万引き、家出、金品強要などの問題行為を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。

第9条 情報化社会で起こる様々な問題行動（メール、SNSなどによる誹謗中傷）を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。

附則

第1条 この規程は、令和2年9月1日から施行する。